

介護職員等特定処遇改善加算制度・具体的運用法

賃上げする職員の範囲

A グループ……経験・技能のある介護職員

- ① 部長職の介護職員
- ② 主任職の介護職員
- ③ 副主任職の介護職員
- ④ 法人内で10年以上勤続している介護福祉士（非常勤含）

B グループ……A グループ以外の介護職員

- ⑤ 法人内で勤続年数10年未満の介護福祉士（非常勤含）
- ⑥ 介護福祉士以外の介護職員（非常勤含）

C グループ……介護職員以外の職員

- ⑦ 看護職・ケアマネ・相談員・事務職・セラピスト等（管理者除く）
想定年収440万円未満の者に限る
- ⑧ 生活補助員（非常勤）

賃上げの額

A-①	月額	40,000円
A-②	月額	30,000円
A-③	月額	20,000円
A-④	月額	12,000円
B-⑤	月額	9,000円
B-⑥	月額	6,000円
C-⑦	月額	5,000円
C-⑧	時給	50円

※年度間加算総額から上記賃上げの総額を引いた残額を、該当職員で分配し、一時金として支給する。A-④B-⑤⑥に該当する非常勤職員は、一時金のみ支給する。